

第1 普通会計

1 収入に関すること

項 目	内 容
(1)未収金に関すること	<p>未収金の収入確保に努めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅貸付料 ・ 母子寡婦福祉資金貸付金償還金 ・ 生活保護費戻入金 ・ 県税 ・ 児童福祉施設入所措置費負担金 ・ 児童扶養手当返還金 ・ 高度化資金貸付金償還金 ・ 繊維工業構造改善資金貸付金償還金 ・ 設備近代化資金貸付金償還金 ・ 施設共同化資金貸付金償還金 ・ 林業改善資金貸付金償還金 ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金 ・ 住宅貸付損害金 ・ 奨学資金貸付金償還金 ・ 地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金 ・ 放置違反金 ・ 延滞金(放置違反金に伴うもの) ・ 子ども療育センター利用料金 ・ 生活安定資金貸付金償還金 ・ 代執行費用徴収金
(2)債権管理に関すること	<p>適切な債権管理が望まれるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 損害弁償金 ・ 契約解除に伴う前払金余剰額に対する利息(工事請負契約に伴うもの) ・ 違約金(工事請負契約に伴うもの) ・ 代執行費用徴収金 ・ 看護職員修学資金貸付金償還金 ・ 低所得世帯子弟就学奨励補助金返納金 ・ 心身障害者扶養共済年金過払金 ・ 企業立地促進事業費補助金返還金 ・ 違約金(林業改善資金貸付金償還金に伴うもの) ・ 違約金(沿岸漁業改善資金貸付金償還金に伴うもの) ・ 地域改善対策職業訓練受講資金等貸付金償還金 ・ 授業料(医療技術大学) ・ 授業料(高等技術専門校) ・ 入校料(高等技術専門校) ・ 研修受講料(農家担い手支援塾)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賠償金(公用車事故に伴うもの) ・ 道路占用料(過小徴収金に伴うもの)
(3) 契約に関すること	<p>ア 履行の確保に、適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公募による飲料用自動販売機設置に係る県有財産賃貸借契約について、入札公告における仕様書に定める自動販売機の転倒防止対策を実施せず設置させていたもの ・ 県有財産賃貸借契約について、実際の設置位置が入札公告における仕様書に定める設置位置と異なっていたもの <p>イ 県有財産賃貸借契約について、原則、契約の相手方に契約する旨を通知した後、原則として5日以内に契約書を作成しなければならないにもかかわらず、特別な理由もなく10日後に作成していたもの</p> <p>ウ 県有財産賃貸借契約について、予定価格を年額で積算すべきところ月額相当額で積算して入札を実施した結果、本来の年額で積算した予定価格より過小な金額で契約を締結していたもの</p> <p>エ バナー広告契約について、広告主は公募のうえ選定すべきにもかかわらず、公募を実施することなく広告主を決定していたもの</p> <p>オ 簡易決裁は定例的又は簡易な事案のみに限られるにもかかわらず、入札実施の起案を簡易決裁で意思決定していたもの</p> <p>カ 月の途中に他の公舎等へ転居した際の退去届及び入居届に記載された入・退居日と、住宅貸付料算定に用いた入・退居日が異なっていたもの</p>
(4) 収納に関すること	<p>ア 督促をしていなかったもの</p> <p>イ 県営住宅の入居者に対する家賃の過大徴収や、敷金の返還漏れ及び修繕の未払があったもの</p> <p>ウ 行政財産使用料が未調定となっていたもの</p> <p>エ 収入調定が遅延していたもの</p> <p>オ 児童福祉施設入所措置費負担金について、前年度から継続して措置している児童に係る費用徴収額の決定事務が遅延していたもの</p> <p>カ 収入科目を誤っていたもの</p> <p>キ 給与資金前渡担任者口座の預金利子の収入手続をしていなかったもの</p> <p>ク 預金利子の収入について、利息の収入手続をまとめて行っていたもの</p> <p>ケ 現金収入事務について、現金出納簿の收受日の記載に誤りがあったもの</p> <p>コ 現金を収納する場合に必要なつり銭資金の交付を受けていなかったもの</p>
(5) 収入証紙に関すること	<p>ア 証明に係る証紙収納事務について、手数料を徴していなかったもの</p> <p>イ 証紙収納事務について、申請書等の紙面と証紙の彩紋にかけて規定どおり検印されていなかったもの</p> <p>ウ 証明に係る証紙収納事務について、証紙収納簿への登記がなかったもの</p> <p>エ 証紙収納事務について、証紙収納簿への地方機関の長による毎月月末の検印をしていなかったもの</p>

2 支出に関すること

項 目	内 容
(1)給与に関すること	<p>ア 住居手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給開始月を誤っていたため、支給不足となっていたもの ・家賃額変更に係る届出がなかったことにより、過支給となっていたもの ・支給要件の調査確認をしていなかったもの ・住居手当認定簿を紛失していたもの ・電算入力の遅延により、支給が遅延していたもの
	<p>イ 通勤手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再任用となる職員について、前任用時の届出をもって支給していたもの ・任命権者を異にして異動する職員について、異動前の認定をもって支給していたもの ・定期料金の減額改定があったにもかかわらず、認定を変更せず支給したため、過支給となっていたもの ・定期料金の改定時に、職員からの届出がないまま手当額を改定していたもの ・支給開始月を誤っていたため、支給不足となっていたもの ・支給要件の調査確認をしていなかったもの ・追給戻入通知書への記載誤りにより、支給不足となっていたもの ・電算入力の遅延により、支給が遅延していたもの
	<p>ウ 特殊勤務手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則に基づく業務従事命令簿等を備えていなかったもの ・勤務実績の把握が十分でなかったため、過支給・支給不足となっていたもの ・勤務従事実績簿に所属長の確認印等がなかったもの ・手当支給の認識が十分でなかったため、支給不足となっていたもの ・実績給与通知書への記載誤りにより、支給不足となっていたもの ・勤務従事実績簿に記載誤りがあったもの
	<p>エ 超過勤務手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間数の集計や支給割合の誤りにより、支給不足となっていたもの ・同一週を超えた週休日の振替に伴う支給誤りにより、過支給・支給不足となっていたもの
	<p>オ 扶養手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電算入力の誤りにより、過支給となっていたもの ・被扶養者の収入の確認不十分により、過支給となっていたもの
	<p>カ 管理職員特別勤務手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績給与通知書への記載誤りにより、支給不足となっていたもの
	<p>キ 特地勤務手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用する級別区分の誤りにより、支給不足となっていたもの

	<p>ク 休日給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 超過勤務手当として支給すべきだったもの
	<p>ケ 現金支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支給定日から遅延して支給していたもの ・ 精算手続をしていなかったもの
(2) 旅費に関すること	<p>ア 実費額に調整した場合の領収書などを所属で保管等していなかったもの</p> <p>イ 旅行命令簿及び出勤簿への記録ができていなかったもの</p> <p>ウ 調整誤りにより、過支給又は支給不足となっていたもの</p>
(3) 契約に関すること	<p>ア 予定価格の設定等に、適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 積算が過大であった。 ・ 1者による随意契約の締結において、採用した見積書を徴した後に契約方法及び予定価格を決定をしていた。 ・ 予定価格を記載した書面を作成していなかった。 ・ 算定の決定根拠が不明確となっていた。 ・ 算定において、契約内容の一部が計上されていなかった。 ・ 算定において、積算基礎額の端数を切り上げていた。 <p>イ 契約の決定・締結に、適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約について、受託者と異なる業者が処分業務を行う内容の契約を受託者1者のみと締結していた。 ・ 見積書を省略できる客観的な理由がないにもかかわらず、見積書を徴さずに契約していた。 ・ 一般入札において、特別の理由がないにもかかわらず、入札参加者の参加資格確認を行わずに入札を執行していた。 ・ 検査項目が委託業務の設計積算と仕様書の内容で異なっていた。 ・ 保守点検委託業務契約について、契約内容に装置等の部品交換を含めたが、交換する部品の品名、数量等を仕様書に明記していなかった。 ・ 警備業務委託契約について、契約書に定める警備区域が変わったにもかかわらず、契約変更をしていなかった。 ・ 消防設備保守点検契約における消火器の点検について、見積りの際に示した本数が、点検を要する本数と異なっていた。 ・ 物品購入に係る単価契約について、年間購入見込額が随意契約の限度額(160万円)を超えているにもかかわらず、随意契約により契約を締結していた。 ・ 設備修繕契約について、契約者から徴した請書の提出年月日が着工後であったにもかかわらず、適正なものとして受理していた。 ・ 廃棄物収集運搬業務委託契約について、受託者が一般廃棄物処理業許可を受けている確認をしていなかった。 ・ 保守点検業務契約について、契約書において部品と消耗品の区分があいまいなため、県と受託者の交換部品等購入に係る費用負担が明確でなかった。 ・ 飼育管理委託業務契約について、覚書を締結した受託者に委託業務の対価として委託料を支出すべきところ、優良に育成した物を買戻す売買契約を受託者が所属する組合と締結し、物品の購入代金として支出していた。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約の相手方が暴力団員等であることが判明したときは催告をすることなく当該契約を解除することができる旨を契約書に定めることが適当なところ、定めていなかった。
	<p>ウ 契約の履行の確保に、適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間を通じた設備等の保守点検契約のうち、前金払などにより契約期間満了までに支払が完結している契約について、契約期間満了時における完了確認をしていなかった。 ・ 検査調書の作成を省略できる契約でないにもかかわらず、検査調書を作成していなかった。 ・ 契約事務担当者と検査実施者が同一職員であった。 ・ 書面による履行の終了通知が到達する前に完了確認を行っていた。 ・ 委託契約書に定める県の承諾がないまま、受託者から業務の一部が第三者に再委託されていた。 ・ 実績が契約書で定める仕様を下回っているにもかかわらず、適正に履行されたものとしていた。 ・ 書面による履行の終了通知を提出させていなかった。 ・ 設備保守委託契約について、報告書の様式が仕様書で定める点検項目と合致せず、完了確認が困難となっていた。 ・ 契約書の作成を省略した契約について、支出負担行為の関係書類に検査を実施した旨の必要事項の記載及び押印又は検査調書がなかった。 ・ 設計業務と工事監理業務を一括して委託した契約について、検査調書の確認事項が設計業務のみであり、工事監理業務に係る完了確認が明確でなかった。 ・ 契約書の定めにより納品の都度検査を実施すべきところ、納品ごとの検査実施状況の記録がなかった。
	<p>エ 支出負担行為の整備に、適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年4月1日に契約を締結した警備委託業務の支出負担行為を同年5月に行っていた。
(4) 予算執行に関すること	<p>ア 不経済又は非効率な執行をしたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路運送車両法などに基づく日常点検整備を確実に実施していれば防止できた故障により、不経済な支出をしていた。 ・ 郵便切手について、不要不急の購入をしていた。 ・ 放出済みの消火器を特別な理由もなく詰め替えず、新規購入し不経済な支出をしていた。 ・ 管理不十分により所在不明となっていた消火器を購入しており、本来不必要な支出をしていた。 <p>イ 会計関係規程等に基づかない事務処理をしたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 切手の在庫が不足したため、郵送料の一部を公費によらず、担当職員が負担して支出していた。 ・ 研修参加経費について、全額を公費で支出すべきところ、資料代のみ支出し、負担金を研修参加職員に負担させていた。
(5) 補助事業の執行に関すること	<p>ア 補助金について、実績と異なる事業実績報告書の提出があったにもかかわらず、適正に履行されたとしていたもの</p> <p>イ 雇用対策事業について、受託者は労働基準法に反するなど、仕様書に定める「関連法令及び条例の遵守」が不十分であったにもかかわらず、適正に履行されたとしていたもの</p>

	ウ 補助金交付要綱改正前の様式による交付申請書に基づき交付決定を行っていたもの
	エ 補助事業実績報告書に記載誤りがあったもの
	オ 補助対象額の算定に当たり、適用単価を誤っていたもの
	カ 新ふるさとづくり総合支援事業について、補助金交付要綱及び同取扱要領に基づく取扱いに、問題があったもの <ul style="list-style-type: none"> ・新規性の有無を十分検討しないまま、補助対象としていた。 ・事業の完了から1カ月以内に報告書を提出させるべきところ、2カ月以上経過して受領していた。
(6) 支払に関すること	ア 支払が遅延していたもの <ul style="list-style-type: none"> ・完了検査から4か月以上支払が遅延していた。 ・捜査報償費に係る金融機関等への照会経費の支払について、請求日から1か月以上支払が遅延していた。
	イ 特別支援教育就学奨励費(通学に要する交通費)について、児童等から届出のあった通学・帰省届を確認することなく支給していたもの

3 工事に関すること

項 目	内 容
(1) 施工管理に関すること	ア 設計図書において規定する仕様を下回る契約図書により工事を行わせていたもの イ 現場と設計書の不一致があったにもかかわらず、契約書に定める調査の実施、受注者への調査結果の通知、設計図書の変更等に係る処理をしていなかったもの ウ 設計図書に規定する直接仮設工事のうち一部を施工していなかったもの エ 設計図書に規定する仕様を下回る材料を使用していたもの オ 特記仕様書の定めにより、事前に使用する部品の仕様、カタログ等を提出し、監督員の了解を得てから施工しなければならない工事を当該手続を行わずに施工させていたもの
(2) 設計積算に関すること	ア 工事原価の過誤があったもの <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の処分に必要な資源循環促進税を設計計上していなかった。 イ 機側操作盤の据付費を工事費に計上していなかったもの
(3) 請負契約に関すること	ア 下請施工されたにもかかわらず、契約書に定める請負者からの下請通知を提出させていなかったもの イ 契約図書である平面図と横断面図の一部に、工事目的物の表記誤りや施工箇所の表記漏れがあったもの ウ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条に基づく事項を契約書類に記載していなかったもの エ 業務内容の変更に伴い受託者に見積を依頼したところ、提出された見積書が依頼と異なる内容であったにもかかわらず、適正なものとして変更契約を締結していたもの オ 通信専用回線の引込線移設工事について、設計積算及び施工は専用サービス契約約款の定めにより契約通信事業者のみが実施可能であるにもかかわらず、他の者に実施させたことにより、不要な設計費の支出を生じたもの

	<p>カ 特約の定めにより受注者は請負代金額の2分の1以上の額に係る工事を一の下請負人に請け負わせて施工しようとする場合、県の事前承認が必要であるにもかかわらず、事後報告しかさせていなかったもの</p> <p>キ 工事完成書類に土木工事共通仕様書に定める実施工程表が添付されていなかったもの</p>
(4)その他	愛媛県工事検査規程に基づき成績の評定及び同評定の請負者への通知をすべき工事にもかかわらず、していなかったもの

4 物品に関すること

項 目	内 容
(1)備品に関すること	ア 車両系建設機械について、労働安全衛生法第45条に基づく特定自主検査を実施していなかったもの
	イ 備品の不用決定をしないまま廃棄処分していたもの
	ウ 備品管理簿の記載内容等に誤りがあったもの
	エ 適切な管理方針がなく、利用実績のない備品があったもの
	オ 備品の払出しに係る手続に誤りがあったもの
	カ 備品管理簿に記載があるものの、現物が確認できないもの
	キ 職員の不注意により、備品を亡失したもの
	ク 保存期間を経過した旧印の廃棄の手続をしていなかったもの
	ケ 管理換えの手続が遅延していたもの
(2)郵便切手等に関すること	ア 郵便切手受払簿に物品出納者印を押印していなかったもの
	イ 切手受払簿をパソコンで作成し、物品出納者印を受払の都度押印することなく、後日出力した際にまとめて押印していたもの
	ウ 収入印紙の管理について、収入印紙受払簿を作成していなかったもの
(3)生産品に関すること	ア 委託販売契約により売却する生産品について、委託販売の意思決定を行う前に購入希望者へ引渡していたもの
	イ 生産物の処分及び分類変更伺について、決裁権者の決裁がないにもかかわらず施行していたもの
	ウ 生産品について、生産報告をしていないもの及び意思決定をしないまま実習に使用していたもの
	エ 生産物の売払事務について、履行完了後に契約書を作成していたもの及び契約書に定める大きさ及び数量と異なる納品をしていたもの
	オ 委託販売契約に係る生産品について、売れ残った生産品が返却された場合の返却書に検収又は供覧等がなかったもの
(4)消耗品に関すること	<p>ア 毒劇物の管理に、適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保管庫内に毒劇物と一般薬品が混在していた。 ・ 保管庫に毒劇物の表示がなかった。 ・ 使用簿等を整備していなかった。 ・ 使用簿等の記録に不備があった。 ・ 施錠機能を有する専用保管庫に保管していなかった。
	イ 試薬の管理について、管理規程に基づく在庫数量リスト及び管理状況報告書の整備ができていなかったもの

	ウ 凍結防止剤の管理について、在庫管理簿に記載している残数と、実数が異なっていたもの
	エ 貸与被服の管理について、被服等貸与台帳を整備していなかったもの
(5) 事故に関する事	職員の不注意から公用車(警察車両を含む)による事故が発生し、相手方への被害、当該車両、相手車両の毀損等があったもの

5 財産(物品を除く。)に関する事

項 目	内 容
(1) 庁舎管理に関する事	借受財産について、貸借契約を締結していなかったほか、借受財産台帳が未整備であったもの
(2) その他	ア 基金の管理について、組織改正に伴い財務会計オンラインシステムにおける保管課所を変更すべきところ、変更に係る払出または受入手続を1年以上していなかったもの
	イ 基金の管理について、現金等の受払のつど基金受払簿に記帳すべきところ、記帳をしていなかったもの
	ウ 厨房設備・機器について、工作物台帳を整備していなかったもの

6 事務事業に関する事

項 目	内 容
(1) 広報に関する事	ホームページの管理に、適切を欠いていたもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 表示できないページがあった。 ・ 表示内容が誤っていた。
(2) 許認可事務に関する事	ア 道路使用許可について、道路使用の場所又は区間を特定しないまま許可していたもの
	イ 申請書類の一部を県職員が作成しているものや、鉛筆書きの申請書類に対して、許可していたもの
	ウ 台帳の加除整備をしていなかったもの
	エ 許可期間満了後、未更新のまま占用させていたもの
	オ 許可申請書に受付印を押印していなかったもの
	カ 更新手続において許可証へ記載した許可年月日を誤っていたもの
	キ 行政財産使用許可に係る指令書を交付すべきところ、施設使用許可証を交付していたもの
ク 決裁を受けた内容と、許可した内容が異なっていたもの	
(3) 組織・運営に関する事	特別会計について、健全な経営に向けて、より一層の努力が望まれるもの
(4) 文書管理等に関する事	ア 郵便切手が添付された到達文書について、文書管理規程等に基づく文書の余白及び文書処理簿への所要事項の記載が適切でなかったもの
	イ 証明事務について、十分な確認をしないまま又は該当する者でないにもかかわらず、証明区分すべてに該当する者として証明していたもの
	ウ 公印の管守者が実施すべき手続に、適切を欠いていたもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 押印する文書及び決裁済の原議を提示させて照合、審査していなかった。 ・ 公印使用簿に必要事項を記録させないまま公印を使用させていた。

(5)私費会計に関すること	<p>職員が取り扱う私費会計に係る事務について、取扱要綱に基づく処理に適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収入・支出伺書など会計関係書類を整備せず、書面による意思決定をしていなかった。 ・ 会計担当者一人の意思決定により施行していた。 ・ 特別な理由がないにもかかわらず、金融機関に口座を設けず現金で管理していた。 ・ 特別な理由がないにもかかわらず、予定価格が30万円を超える契約を1者のみから見積書を徴して締結していた。 ・ 金融機関の通帳と届出印鑑を一人で管理していた。 ・ 会計を管理する金融機関口座の名義が、会計担当者になっていた。 ・ 特別な理由がないにもかかわらず、立替払をしていた。 ・ 出納責任者等が、毎月の収支状況を金銭出納簿等により確認していなかった。 ・ 意思決定がないまま団体会計事務の委任を受けていた。 ・ 証拠書類に日付の記入をしていなかった。 ・ 資金前渡の精算をしていなかった。 ・ 収入があった都度事務処理をすべきところ、まとめて事務処理をしていた。 ・ 収入額と支出額が符号しないまま、会計を清算していた。 ・ 金券を現金として扱ったため、現金出納簿と現金残高に差額が生じていた。 ・ 金銭出納簿に収支を相殺した金額のみを記入していた。 ・ 資金前渡の精算書に添付すべき領収書等がなかった。 ・ 私費会計等運営協議会を設置していなかった。 ・ 資金前渡、立替払による支出の債権者が不明だった。
(6)その他	<p>ア 職員の週休日及び勤務時間の割振りについて、適正な割振りとなっていなかったもの</p> <p>イ 学校保健安全法第6条に基づく環境衛生検査について、環境衛生基準に準拠した検査を実施していなかったもの</p> <p>ウ 校務用として各学校に一律リース配備しているICT機器及び校内LANセキュリティ支援ソフトウェアを活用した校内LANの運用状況について、問題点があったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校ICT化の目的に即した適切な設定や運用がなされておらず、校内LAN環境のセキュリティリスクの軽減が図られていなかった。 ・ 個人情報等重要情報を含む校務情報資産について、校内LANによる情報の一元管理及び共有化が十分なされておらず、校務の効率化のための有効活用が図られていなかった。 <p>エ 給与資金前渡担任者の通帳に振込みのあった現金を3年以上放置していたもの</p> <p>オ 廃棄物焼却炉の管理について、労働安全衛生規則に基づく空気中のダイオキシン類の濃度測定を実施していなかったもの</p> <p>カ 職員の勤務時間の割振りについて、勤務時間割振後、週休日又は休日において勤務することを命ずる必要が生じた場合は、週休日の振替あるいは代休日の指定の手続を行うべきところ、勤務日の指定の変更を行っていたもの</p>

キ	公務出張にあわせて私事旅行を行った場合の休暇取得について、取得すべき休暇の取扱いを誤っていたもの
ク	事業検討委員会に係る事務執行に、適切を欠いていたもの ・ 委員会設置要綱の改正について、本来改正すべきでない条項を改正していた。 ・ 県以外の機関に所属する委員の依頼・任命について、口頭で本人のみの承諾しか得ていなかった。